

生体医工学研究センターにおける安全保障輸出管理事前確認シート等の作成の要否

【1】技術の提供の場合

※「技術」とは、「貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報」を指す。「プログラム」も含まれる。

技術の提供の有無の区分	取引区分					
	①共同研究	②受託研究	③研究成果提供	④学術交流協定	⑤会議等の出席・参加・発表・主催	⑥海外出張
技術の提供を他者に行わない <small>(* 技術を自己使用のために携行する場合や、技術を不特定多数参加可能な会議・学会等で発表する場合は、本欄に該当)</small>	不要					
技術の提供を他者に行う	要: 事前確認シート					

【2】貨物の輸出の場合

※「輸出」とは、「貨物を本邦の領土から外国に向けて移動させる一連の行為」を指すため、日本から外国に向けて輸送または持ち出される貨物はすべて輸出管理の対象となる。

(例: 自己所有のPC、携帯電話、装置などを携行して出国することは、「貨物の輸出」に該当。)

貨物の輸出の有無の区分	取引区分					
	①共同研究	②受託研究	③研究成果提供	④学術交流協定	⑤会議等の出席・参加・発表・主催	⑥海外出張
貨物の輸出を行わない <small>(* 特殊仕様でないPCや携帯電話等を携行する場合は、本欄に該当)</small>	不要					
貨物の輸出を行う	要: 事前確認シート					

【3】外国人(研究者・教員・訪問者等)の受入れの場合

受入れ対象者の 所属機関、出身国・地域、国籍	受入れ対象者の本学院における属性		
	研究者		一時訪問
	本学院との雇用関係有	本学院との雇用関係無	
	研究員 専任教員(教員含む)	特別研究員	講演者・訪問者・ 見学者・協定校関係者 等
外国ユーザーリスト掲載機関(*1)、 懸念国(*2)、国連武器禁輸国・地域(*3)のいずれかに 該当する	要: 事前確認シート、誓約書		
上記以外	要: 事前確認シート		

(*1) 外国ユーザーリスト掲載機関: <https://www.meti.go.jp/press/2018/05/20180502001/20180502001.html> 参照

(*2) 懸念国: イラン、イラク、北朝鮮 (輸出貿易管理令別表第4に掲げる地域)

(*3) 国連武器禁輸国・地域: アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン (輸出貿易管理令別表第3の2に掲げる地域)

※ (*2)と(*3)については、受入れ時に入手する書類や情報にて懸念がないと確認できる特別永住者を除く。